

『改訂 社会的養護』（第1刷）補正票（2018年3月）

- 「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第63号）が、2016（平成28）年6月3日に公布されました。それに伴い、本書に掲載の児童福祉法の条文が以下のように改正されました。

第1条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第2条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

2 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

3 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第3条 前2条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

⇒本書該当ページ：p.42, p.48

第43条の2 児童心理治療施設は、家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となつた児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。

⇒本書該当ページ：p.78

- 上記の改正により、本書に記載の施設の名称が以下のように変更されました。

情緒障害児短期治療施設 ⇒ 児童心理治療施設

⇒本書該当ページ：p.25（図2-1内）、p.27（25-26行）、p.32（12・15行）、p.69（図3-7内）、p.78（12行）、p.83（17行）、p.84（26行）、p.85（表3-4内）、p.119（12-13行）

（2018年3月）